

名古屋市公報

平成22年 8月25日号

第872号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政システム部法制課長

目

次

ページ

告

示

- 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第436号) 3
- 生産緑地地区の変更 (住都・都市計画課) (第437号) 5
- 名古屋市大高南特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (住都・区画整理課) (第438号) 6
- 都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧 (住都・街路計画課) (第439号) 8
- 建築協定の認可 (住都・建築指導課) (第440号) 10
- 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第441号) 11
- 生活保護法による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第442号) 13
- 生活保護法による指定医療機関の休止 (健福・保護課) (第443号) 14
- 生活保護法による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第444号) 15
- 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第445号) 16
- 生活保護法による指定施術者の廃止 (健福・保護課) (第446号) 18
- 生活保護法による指定施術者の変更 (健福・保護課) (第447号) 19
- 生活保護法による施術者の指定 (健福・保護課) (第448号) 20
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第449号) 21
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第450号) 22
- 生活保護法による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第451号) 24
- 生活保護法による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第452号) 26
- 生活保護法による指定介護機関の指定 (健福・保護課) (第453号) 27
- 生活保護法による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第454号) 32
- 生活保護法による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第455号) 35
- 生活保護法による指定介護機関の指定 (健福・保護課) (第456号) 39
- 建築協定への加入 (住都・建築指導課) (第457号) 44

教 育 委 員 会 告 示

- 教育委員会臨時会の開催について (第21号) 45

上 下 水 道 局 告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第14号) 46

上 下 水 道 局 管 理 規 程

- 名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正 (第26号) 50

監 査 公 表

- 平成22年監査公表 (第6号) 53

外 部 監 査 公 表		
○ 平成22年外部監査公表	(第4号)	78
公 告		
○ 公告（農業委員会農地部会の開催）	(農業委員会)	89
○ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告	(住都・建築指導課)	90
雑 報		
○ 無効公告	(健福・保険年金課)	91

名古屋市告示第 436号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年 8月16日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

興正寺公園	昭和区八事本町	図面昭和 8の 2の区域	昭和44年 4月 1日
-------	---------	-----------------	-------------

」

を

「

興正寺公園	昭和区八事本町	図面昭和 8の 3の区域	昭和44年 4月 1日
-------	---------	-----------------	-------------

」

に、

「

東起公園	中川区東起町 3丁目	図面中川 167 の区域	平成22年 3月31日
------	------------	-----------------	-------------

」

を

「

東起公園	中川区東起町 3丁目	図面中川 167 の区域	平成22年 3月31日
荒子東公園	中川区吉良町、小城 町 1丁目、荒子町字 小城	図面中川 168 の区域	平成22年 8月16日

」

に、

「

郷前公園	緑区有松町大字桶狭 間字郷前、字樹木	図面緑 220の 区域	平成22年 3月31日
------	-----------------------	----------------	-------------

」

を

「

郷前公園	緑区有松町大字桶狭 間字郷前、字樹木	図面緑 220の 区域	平成22年 3月31日
諸ノ木南公 園	緑区鳴海町大字大 清水	図面緑 221の 区域	平成22年 8月16日
ありまつ公 園	緑区有松	図面緑 222の 区域	平成22年 8月16日

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 437号

生産緑地地区の変更

名古屋都市計画生産緑地地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成22年 8月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域のうち、千種区、東区、中区、昭和区、熱田区、南区の全部及び市街化調整区域を除く全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年 8月16日から平成22年 8月30日まで（ただし、日曜日及び土曜日を除きます。）

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 438号

名古屋市大高南特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届
出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市大高南特定土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成22年 8月17日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
浅 田 行 雄	名古屋市緑区大高町字江明46番地
久 野 長 夫	名古屋市緑区大高町字東植松71番地
近 藤 和 彌	名古屋市緑区大高町字田中24番・25番合番地
近 藤 三 郎	名古屋市緑区大高町字西丸根62番地
近 藤 節 子	名古屋市緑区大高町字江明10番地
近 藤 廣 一	名古屋市緑区大高町字田中60番地
酒 井 文 雄	名古屋市緑区大高町字高見19番地
下 村 宏	名古屋市緑区大高町字西門田 9番地
鈴 木 勝 利	名古屋市緑区大高町字北南休20番地の 1
鈴 木 隆	名古屋市緑区大高町字正光寺峡 3番地
鈴 木 壽	名古屋市緑区大高町字西正光寺 7番地の11
竹 内 彌 彦	名古屋市緑区大高町字東植松27番地の 1
永 井 清 夫	名古屋市緑区大高町字鶴田 149番地
中 井 建 治	名古屋市緑区大高町字門田 9番第 2番地

原	田	晴	充	名古屋市緑区大高町字天神 113番地
牧	野	寛	典	名古屋市緑区大高町字小黒見山 3番地の12
山	口	勝	幸	名古屋市緑区大高町字鶴田 186番地
山	口	重	信	名古屋市緑区大高町字本町71番地
山	口		鍾	名古屋市緑区大高町字懸田20番地
山	口		鈞	名古屋市緑区大高町字高見40番地

名古屋市告示第 439号

都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成22年 8月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

2 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる都市計画道路事業に係る図書

名古屋都市計画道路事業 1・ 4・ 3号高速 3号線及び 1・ 5・ 3号高速分岐 3号線並びに知多北部都市計画道路事業 1・ 4・ 2号高速 3号線

3 縦覧期間

告示の日から事業施行期間の終了の日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 0時45分までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第440号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、次の建築協定を認可しました。

なお、同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成22年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

なかのタウンハウス建築協定

2 建築協定区域

名古屋市中川区助光二丁目2201番 他

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後0時45分までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 441号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成22年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
名古屋市医師会健診センター	名古屋市東区葵一丁目 4番38号	平成22年 5月31日
飯田医院	名古屋市北区紅雲町53番地	平成22年 5月31日
医療法人タナベ眼科	名古屋市北区大曾根一丁目19番14号	平成22年 5月31日
矢守クリニック	名古屋市中川区中野本町 1丁目 1番地	平成22年 5月25日
おおくまクリニック	名古屋市名東区石が根町87番地	平成22年 2月28日
山田歯科医院	名古屋市東区葵一丁目 6番 2号	平成21年11月 1日
青木歯科医院	名古屋市北区楠味鋤四丁目 2011番地	平成22年 5月31日
上名古屋調剤薬局	名古屋市西区上名古屋一丁目 14番25号	平成22年 5月31日

株式会社スギ薬局香 流店	名古屋市名東区山の手三丁目 804番地の 3	平成22年 6月 9日
名古屋市中川区訪問 看護ステーション	名古屋市中川区荒子一丁目 8 番地	平成22年 4月18日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 442号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成22年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
いだ耳鼻咽喉科医院	名古屋市千種区本山町 2丁目 24番地の 4	平成22年 6月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 443号

生活保護法による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

平成22年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
まごころ訪問看護ステーション	名古屋市中村区剣町 328番地	平成22年 7月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 444号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成22年 8月18日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	新	森耳鼻咽喉科クリニック
	旧	モリ耳鼻咽喉科・内科
所 在 地	名古屋市中村区中村本町 1丁目95番地	
変 更 年 月 日	平成22年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 445号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成22年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名古屋市医師会健診センター	名古屋市東区葵一丁目18番14号	平成22年 6月 1日
飯田医院	名古屋市北区杉栄町 5丁目 116番地の 4	平成22年 6月 1日
尾田整形外科	名古屋市北区黒川本通 4丁目 38番地の 1	平成22年 5月 6日
まさはしレディースクリニック	名古屋市中区栄三丁目 6番20号	平成22年 5月 1日
すずき内科クリニック	名古屋市瑞穂区内浜町21番10号	平成22年 6月14日
やくし整形クリニック	名古屋市南区大磯通 4丁目21番地	平成22年 7月13日
おおくまクリニック	名古屋市名東区石が根町87番地	平成22年 3月 1日
中谷レディースクリニック	名古屋市天白区原一丁目1905番地	平成22年 4月21日

ほづみ歯科医院	名古屋市千種区今池四丁目 1 番17号	平成22年 5月 1日
スマイル錦歯科	名古屋市中区錦二丁目16番17号	平成22年 6月 1日
医療法人ホワイトデ ンタルコスモ栄デン タルクリニック	名古屋市中区栄三丁目 7番13号	平成22年 6月30日
スターデンタルクリ ニック	名古屋市南区前浜通 7丁目27番地	平成22年 6月 4日
医療法人社団みずほ 会アール歯科クリニ ック	名古屋市緑区大高町字奥平子 1番地の 1	平成22年 7月 1日
いとう歯科クリニッ ク	名古屋市緑区篠の風一丁目 918番地	平成22年 6月 8日
ソフィア歯科クリニ ック	名古屋市緑区大形山1301番地	平成22年 6月18日
ごくらく坂星野歯科	名古屋市名東区極楽三丁目 313番地	平成22年 6月10日
かりん薬局茶屋ヶ坂 調剤センター	名古屋市千種区茶屋が坂一丁 目12番22号	平成22年 5月 1日
上名古屋調剤薬局	名古屋市西区上名古屋一丁目 14番25号	平成22年 6月 1日
スギ薬局香流店	名古屋市名東区香流二丁目 1008番地	平成22年 6月10日
訪問看護ステーショ ンななみ	名古屋市熱田区花町 2番 2号	平成22年 6月 1日
ゆうな訪問看護ステ ーション	名古屋市緑区神沢一丁目2412番地	平成22年 5月22日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 446号

生活保護法による指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、同法による指定施術者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成22年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

施 術 者 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 所 名		
上野 知子	名古屋市名東区高針三丁目 203番地	平成22年 6月14日
しろはと在宅マッサージ		
神田 博	名古屋市天白区植田西三丁目 609番地	平成22年 5月10日
神田接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 447号

生活保護法による指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定施術者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成22年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

施 術 者	児玉 和久	
施 術 所	高杉治療院	
所 在 地	新	名古屋市中村区並木二丁目 332番地
	旧	名古屋市中川区高畑一丁目 235番地
変 更 年 月 日	平成22年 2月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 448号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成22年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
樋口 勝弘	名古屋市中川区江松一丁目1105番地	平成22年 6月12日
ほがらかマッサージ療院		
上野 知子	名古屋市長久区勢子坊四丁目 103番地	平成22年 6月15日
しろはと在宅マッサージ		
黒田 典文	名古屋市中区丸の内二丁目17番10号	平成22年 6月25日
丸の内マッサージ治療院		
佐藤 允昭	名古屋市熱田区旗屋町 515番地	平成22年 6月21日
じんぐう接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 449 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対するものを指定し、平成22年1月1日以後に支出する寄附金について適用します。

平成22年 8 月18日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンター	名古屋市中村区松原町一丁目24番地

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第450号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局道路部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成22年8月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

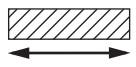
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
	A	辻町第3号線	名古屋市北区新堀町52番地先から	前	0.011	30.00	附 図 隅切の拡幅
			名古屋市北区新堀町67番地先まで	後	0.011	30.00	

名古屋市緑政土木局道路部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

名古屋市告示第 451号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり廃止の届出がありました。

平成22年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
介護センターコスモス	名古屋市中村区太閤通 6丁目15番地	平成22年 4月30日
中川区介護保険事業所	名古屋市中川区高畑四丁目 143番地	平成22年 4月18日
ニチイケアセンター高畑	名古屋市中川区高畑一丁目 238番地	平成22年 1月31日
ヘルパーステーションウィルライフ	名古屋市天白区山郷町 3番地	平成22年 3月 2日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
介護センターコスモス	名古屋市中村区太閤通 6丁目15番地	平成22年 4月30日
中川区介護保険事業所	名古屋市中川区高畑四丁目 143番地	平成22年 4月18日
ニチイケアセンター高畑	名古屋市中川区高畑一丁目 238番地	平成22年 1月31日
ヘルパーステーションウィルライフ	名古屋市天白区山郷町 3番地	平成22年 3月 2日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ナースコール在宅センター訪問サービス	名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号	平成22年 5月31日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ナースコール在宅センター訪問サービス	名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号	平成22年 5月31日

5 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
馬淵歯科医院	名古屋市西区城北町 2丁目80番地	平成22年 3月31日
日比歯科医院	名古屋市南区宝生町 1丁目12番地	平成22年 4月30日

6 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
馬淵歯科医院	名古屋市西区城北町 2丁目80番地	平成22年 3月31日
日比歯科医院	名古屋市南区宝生町 1丁目12番地	平成22年 4月30日

7 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
中川区介護保険事業所	名古屋市中川区高畑四丁目 143番地	平成22年 4月18日
ニチイケアセンターなごや西部	名古屋市中川区荒子二丁目 208番地	平成21年 12月31日

8 介護予防支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
名古屋市名東区南部地域包括支援センター	名古屋市名東区代万町 1丁目49番地	平成22年 3月28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 452号

生活保護法による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり変更の届出がありました。

平成22年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導

名 称	新	たけなか外科内科こどもクリニック
	旧	竹中外科
所 在 地	名古屋市北区平手町 1丁目 9番地の 1	
変更年月日	平成22年 4月 1日	

2 介護予防居宅療養管理指導

名 称	新	たけなか外科内科こどもクリニック
	旧	竹中外科
所 在 地	名古屋市北区平手町 1丁目 9番地の 1	
変更年月日	平成22年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 453号

生活保護法による指定介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成22年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
くまねこ介護サポート	名古屋市北区御成通 1丁目 9番地の 1	平成22年 5月 1日
ケアセンター和（やわらぎ）	名古屋市中村区十王町19番11号	平成22年 5月 1日
中川区介護保険事業所	名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地の20	平成22年 4月19日
ニチイケアセンター高畑	名古屋市中川区荒子二丁目 208番地	平成22年 2月 1日
アプリケアステーション守山	名古屋市守山区大森八龍二丁目 2405番地	平成22年 5月28日
ケアサポートタイヘイ名古屋	名古屋市名東区極楽四丁目1303番地	平成22年 5月 1日
ヘルパーステーションウィルライフ	名古屋市天白区山郷町18番地	平成22年 3月 3日
株式会社福祉の里名古屋天白営業所	名古屋市天白区焼山二丁目 205番地	平成22年 6月 1日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
くまねこ介護サポート	名古屋市北区御成通 1丁目 9番地の 1	平成22年 5月 1日
ケアセンター和（やわらぎ）	名古屋市中村区十王町19番11号	平成22年 5月 1日
中川区介護保険事業所	名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地の20	平成22年 4月19日
ニチイケアセンター高畑	名古屋市中川区荒子二丁目 208番地	平成22年 2月 1日

アプリケーション守山	名古屋市守山区大森八龍二丁目 2405番地	平成22年 5月28日
ケアサポートタイヘイ名古屋	名古屋市名東区極楽四丁目1303番地	平成22年 5月1日
ヘルパーステーションウィルライフ	名古屋市天白区山郷町18番地	平成22年 3月3日
株式会社福祉の里名古屋天白営業所	名古屋市天白区焼山二丁目 205番地	平成22年 6月1日

3 訪問入浴介護

介護機関名	所在地	指定年月日
株式会社福祉の里名古屋天白営業所	名古屋市天白区焼山二丁目 205番地	平成22年 6月1日

4 介護予防訪問入浴介護

介護機関名	所在地	指定年月日
株式会社福祉の里名古屋天白営業所	名古屋市天白区焼山二丁目 205番地	平成22年 6月1日

5 訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
ナースコール在宅センター訪問サービス	名古屋市千種区高見二丁目 7番 7号	平成22年 6月1日
ルーセント整膚訪問看護ステーション	名古屋市西区牛島町 6番 1号	平成22年 3月1日
訪問看護ステーションこあ	名古屋市中村区塩池町 3丁目 7番 20号	平成22年 5月7日
南区訪問看護ステーションこころ	名古屋市南区前浜通 3丁目23番地	平成22年 4月1日
office ハート	名古屋市南区桜台一丁目14番25号	平成22年 5月1日

6 介護予防訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
ナースコール在宅センター訪問サービス	名古屋市千種区高見二丁目 7番 7号	平成22年 6月1日
愛生訪問看護ステーション	名古屋市北区上飯田通 2丁目37番地	平成18年 4月1日
ルーセント整膚訪問看護ステーション	名古屋市西区牛島町 6番 1号	平成22年 3月1日

訪問看護ステーションこあ	名古屋市中村区塩池町 3丁目 7番 20号	平成22年 5月 7日
南区訪問看護ステーション こころ	名古屋市南区前浜通 3丁目23番地	平成22年 4月 1日
訪問看護ステーション紙ふ うせん	名古屋市守山区廿軒家14番32号	平成18年 4月 1日
訪問看護ステーションリハ ピネス	名古屋市名東区梅森坂一丁目2201 番地	平成18年 4月 1日

7 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
馬淵歯科医院	名古屋市西区城北町 2丁目84番地 の 2	平成22年 4月 1日
浄心調剤薬局	名古屋市西区城西四丁目19番 6号	平成22年 5月 1日
くるみ調剤薬局かすみり店	名古屋市中村区烏森町 8丁目1207 番地	平成22年 4月13日
クオール薬局名駅店	名古屋市中村区名駅二丁目45番10 号	平成22年 4月 1日
ごうクリニック	名古屋市南区鳥栖二丁目 3番 1号	平成20年 7月 1日
医療法人社団明照会トータル サポートクリニック	名古屋市名東区引山二丁目 110番 地	平成22年 5月 1日

8 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
本山歯科医院	名古屋市千種区四谷通 1丁目 6番 地の 1	平成18年 4月 1日
馬淵歯科医院	名古屋市西区城北町 2丁目84番地 の 2	平成22年 4月 1日
浄心調剤薬局	名古屋市西区城西四丁目19番 6号	平成22年 5月 1日
くるみ調剤薬局かすみり店	名古屋市中村区烏森町 8丁目1207 番地	平成22年 4月13日
クオール薬局名駅店	名古屋市中村区名駅二丁目45番10 号	平成22年 4月 1日
ごうクリニック	名古屋市南区鳥栖二丁目 3番 1号	平成20年 7月 1日
医療法人社団明照会トータル サポートクリニック	名古屋市名東区引山二丁目 110番 地	平成22年 5月 1日

9 介護予防通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
指定通所介護事業所デイサービスセンターへいわ	名古屋市中区平和二丁目 2番36号	平成22年 4月 1日
コープあいちデイサービス 千種駅前	名古屋市中区新栄三丁目20番28号	平成22年 3月21日

10 短期入所療養介護

介護機関名	所在地	指定年月日
介護老人保健施設ひきやま	名古屋市名東区引山一丁目 802番地	平成22年 5月 1日

11 小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	指定年月日
小規模多機能型ホームこころ比良	名古屋市西区比良四丁目 287番地	平成22年 4月 1日

12 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	指定年月日
小規模多機能型ホームこころ比良	名古屋市西区比良四丁目 287番地	平成22年 4月 1日

13 認知症対応型共同生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
グループホームこころ比良	名古屋市西区比良四丁目 287番地	平成22年 4月 1日

14 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
グループホームこころ比良	名古屋市西区比良四丁目 287番地	平成22年 4月 1日
グループホーム名古屋尾崎山の家	名古屋市緑区尾崎山一丁目1101番地	平成18年 4月 1日

15 居宅介護支援事業

介護機関名	所在地	指定年月日
くまねこ居宅介護支援事業所	名古屋市北区御成通 1丁目 9番地の 1	平成22年 5月 1日

あおぞらケアプラン	名古屋市西区幅下二丁目20番 6号	平成22年 4月 1日
和（やわらぎ）居宅介護支援	名古屋市中村区十王町19番11号	平成22年 5月 1日
中川区介護保険事業所	名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地 の20	平成22年 4月19日
ニチイケアセンターなごや西部	名古屋市中川区高畑五丁目 226番地	平成22年 1月 1日
株式会社福祉の里名古屋天白営業所	名古屋市天白区焼山二丁目 205番地	平成22年 6月 1日

16 介護予防支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
名古屋市名東区南部地域包括支援センター	名古屋市名東区代万町 3丁目11番地 の 1	平成22年 3月29日

17 介護老人保健施設

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設ひきやま	名古屋市名東区引山一丁目 802番地	平成22年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 454号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり廃止の届出がありました。

平成22年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ケアサポートタイヘイ名古屋	名古屋市千種区城木町 2丁目96番地	平成22年 4月30日
ニチイケアセンター金山	名古屋市熱田区金山町一丁目17番 7号	平成22年 6月30日
訪問介護ハッピー	名古屋市守山区桔梗平一丁目1601番地	平成22年 4月30日
訪問介護ステーションパタパタママ	名古屋市緑区神沢二丁目 309番地	平成22年 5月17日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ケアサポートタイヘイ名古屋	名古屋市千種区城木町 2丁目96番地	平成22年 4月30日
ニチイケアセンター金山	名古屋市熱田区金山町一丁目17番 7号	平成22年 6月30日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーションあじさい	名古屋市西区上小田井二丁目 341番地	平成22年 6月30日
名古屋市中川区訪問看護ステーション	名古屋市中川区荒子一丁目 8番地	平成22年 4月18日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーションあじさい	名古屋市西区上小田井二丁目 341番地	平成22年 6月30日

名古屋市中川区訪問看護 ステーション	名古屋市中川区荒子一丁目 8番地	平成22年 4月18日
-----------------------	------------------	----------------

5 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
山田歯科医院	名古屋市中村区葵一丁目 6番 2号	平成21年 11月 1日
清水歯科	名古屋市中村区名駅四丁目 8番10号	平成22年 4月15日
スギ薬局香流店	名古屋市名東区山の手三丁目 804番 地の 3	平成22年 6月 9日
おおくまクリニック	名古屋市名東区石が根町87番地	平成22年 2月28日

6 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
山田歯科医院	名古屋市中村区葵一丁目 6番 2号	平成21年 11月 1日
清水歯科	名古屋市中村区名駅四丁目 8番10号	平成22年 4月15日
スギ薬局香流店	名古屋市名東区山の手三丁目 804番 地の 3	平成22年 6月 9日
おおくまクリニック	名古屋市名東区石が根町87番地	平成22年 2月28日

7 福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
サンピュア	名古屋市中村区上ノ宮町 1丁目 8番 地	平成22年 6月 6日

8 介護予防福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
サンピュア	名古屋市中村区上ノ宮町 1丁目 8番 地	平成22年 6月 6日

9 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
名古屋市中川区ケアマネ ージメントセンター	名古屋市中川区荒子一丁目 8番地	平成22年 4月18日

10 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
サンピュア	名古屋市中村区上ノ宮町 1丁目 8番 地	平成22年 6月 6日

11 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
サンピュア	名古屋市中村区上ノ宮町 1丁目 8番 地	平成22年 6月 6日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 455号

生活保護法による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり変更の届出がありました。

平成22年 8月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

名 称	新	アースサポート名古屋
	旧	アースサポート株式会社名古屋在宅サービスセンター
所 在 地		名古屋市昭和区鶴舞四丁目10番13号
変更年月日		平成22年 6月 1日
名 称	新	アースサポート名古屋南
	旧	アースサポート株式会社名古屋南在宅サービスセンター
所 在 地		名古屋市緑区鳴海町字花井町34番地
変更年月日		平成22年 6月 1日

2 介護予防訪問介護

名 称	新	アースサポート名古屋
	旧	アースサポート株式会社名古屋在宅サービスセンター
所 在 地		名古屋市昭和区鶴舞四丁目10番13号
変更年月日		平成22年 6月 1日

名 称	新	アースサポート名古屋南
	旧	アースサポート株式会社名古屋南在宅サービスセンター
所 在 地		名古屋市緑区鳴海町字花井町34番地
変更年月日		平成22年 6月 1日

3 訪問入浴介護

名 称	新	アースサポート名古屋北
	旧	アースサポート株式会社名古屋北在宅サービスセンター
所 在 地		名古屋市北区若葉通 5丁目 7番地の 3
変更年月日		平成22年 6月 1日
名 称	新	アースサポート名古屋西
	旧	アースサポート株式会社名古屋西在宅サービスセンター
所 在 地		名古屋市中村区鳥居西通 1丁目46番地の 2
変更年月日		平成22年 6月 1日
名 称	新	アースサポート名古屋
	旧	アースサポート株式会社名古屋在宅サービスセンター
所 在 地		名古屋市昭和区鶴舞四丁目10番13号
変更年月日		平成22年 6月 1日
名 称	新	アースサポート名古屋南
	旧	アースサポート株式会社名古屋南在宅サービスセンター

所 在 地	名古屋市緑区鳴海町字花井町34番地
変更年月日	平成22年 6月 1日

4 介護予防訪問入浴介護

名 称	新	アースサポート名古屋北
	旧	アースサポート株式会社名古屋北在宅サービスセンター
所 在 地	名古屋市北区若葉通 5丁目 7番地の 3	
変更年月日	平成22年 6月 1日	
名 称	新	アースサポート名古屋西
	旧	アースサポート株式会社名古屋西在宅サービスセンター
所 在 地	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目46番地の 2	
変更年月日	平成22年 6月 1日	
名 称	新	アースサポート名古屋
	旧	アースサポート株式会社名古屋在宅サービスセンター
所 在 地	名古屋市昭和区鶴舞四丁目10番13号	
変更年月日	平成22年 6月 1日	
名 称	新	アースサポート名古屋南
	旧	アースサポート株式会社名古屋南在宅サービスセンター
所 在 地	名古屋市緑区鳴海町字花井町34番地	
変更年月日	平成22年 6月 1日	

5 福祉用具貸与

名 称	新	アースサポート名古屋
	旧	アースサポート株式会社名古屋在宅サービスセンター
所 在 地		名古屋市昭和区鶴舞四丁目10番13号
変更年月日		平成22年 6月 1日

6 介護予防福祉用具貸与

名 称	新	アースサポート名古屋
	旧	アースサポート株式会社名古屋在宅サービスセンター
所 在 地		名古屋市昭和区鶴舞四丁目10番13号
変更年月日		平成22年 6月 1日

7 居宅介護支援事業

名 称	新	アースサポート名古屋
	旧	アースサポート株式会社名古屋在宅サービスセンター
所 在 地		名古屋市昭和区鶴舞四丁目10番13号
変更年月日		平成22年 6月 1日
名 称	新	アースサポート名古屋南
	旧	アースサポート株式会社名古屋南在宅サービスセンター
所 在 地		名古屋市緑区鳴海町字花井町34番地
変更年月日		平成22年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 456号

生活保護法による指定介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成22年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
けあらーず平安通指定訪問介護事業所	名古屋市北区下飯田町 4丁目 4番地	平成22年 6月 1日
ヘルパーステーションまごころ	名古屋市西区城西三丁目17番 7号	平成22年 6月 1日
株式会社福祉の里名古屋西ステーション	名古屋市西区那古野一丁目15番18号	平成22年 6月 1日
ヘルパーステーションZ O U	名古屋市西区比良一丁目10番地	平成22年 7月 1日
シルバーステーション訪問介護事業所	名古屋市中川区富永三丁目49番地	平成22年 5月 1日
伸生訪問介護	名古屋市港区港栄二丁目 1番 3号	平成22年 6月 1日
訪問介護ハッピー	名古屋市守山区吉根三丁目1006番地	平成22年 5月 1日
訪問介護つぼみ	名古屋市守山区天子田二丁目1210番地	平成22年 6月 1日
訪問介護パタパタママ	名古屋市緑区桃山四丁目 314番地	平成22年 5月18日
季楽ヘルパーステーション春夏秋冬	名古屋市緑区姥子山二丁目1517番地	平成22年 5月 1日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
けあらーず平安通指定訪問介護事業所	名古屋市北区下飯田町 4丁目 4番地	平成22年 6月 1日
ヘルパーステーションまごころ	名古屋市西区城西三丁目17番 7号	平成22年 6月 1日

株式会社福祉の里名古屋西ステーション	名古屋市西区那古野一丁目15番18号	平成22年 6月 1日
伸生訪問介護	名古屋市港区港栄二丁目 1番 3号	平成22年 6月 1日
季楽ヘルパーステーション春夏秋冬	名古屋市緑区姥子山二丁目1517番地	平成22年 5月 1日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションあじさい	名古屋市西区上小田井二丁目 292番地の 2	平成22年 7月 1日
訪問看護ステーションななみ	名古屋市熱田区花町 2番 2号	平成22年 6月 1日
名古屋市中川区訪問看護ステーション	名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地の20	平成22年 4月19日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションあじさい	名古屋市西区上小田井二丁目 292番地の 2	平成22年 7月 1日
訪問看護ステーションななみ	名古屋市熱田区花町 2番 2号	平成22年 6月 1日
名古屋市中川区訪問看護ステーション	名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地の20	平成22年 4月19日

5 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
かりん薬局茶屋ヶ坂調剤センター	名古屋市千種区茶屋が坂一丁目12番22号	平成22年 5月19日
さいとう内科クリニック	名古屋市千種区仲田二丁目12番10号	平成22年 4月 1日
清水歯科	名古屋市中村区名駅四丁目26番25号	平成22年 4月16日
レインボー薬局東海通店	名古屋市熱田区五番町 3番10号	平成22年 3月 1日
スギ薬局香流店	名古屋市名東区香流二丁目1008番地	平成22年 6月10日
おおくまクリニック	名古屋市名東区石が根町87番地	平成22年 3月 1日

ごくらく坂星野歯科	名古屋市名東区極楽三丁目 313番地	平成22年 6月10日
-----------	--------------------	----------------

6 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
かりん薬局茶屋ヶ坂調剤センター	名古屋市千種区茶屋が坂一丁目12番22号	平成22年 5月19日
さいとう内科クリニック	名古屋市千種区仲田二丁目12番10号	平成22年 4月 1日
清水歯科	名古屋市中村区名駅四丁目26番25号	平成22年 4月16日
レインボー薬局東海通店	名古屋市熱田区五番町 3番10号	平成22年 3月 1日
スギ薬局香流店	名古屋市名東区香流二丁目1008番地	平成22年 6月10日
おおくまクリニック	名古屋市名東区石が根町87番地	平成22年 3月 1日
ごくらく坂星野歯科	名古屋市名東区極楽三丁目 313番地	平成22年 6月10日

7 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
アクリハ都通	名古屋市千種区豊年町 3番18号	平成22年 7月 1日
さくらデイサービス	名古屋市北区喜惣治一丁目21番地	平成22年 6月 1日
デイサービスセンタースマイル	名古屋市昭和区広路通 3丁目 2番地の 1	平成22年 6月14日
茶話本舗デイサービス堀田亭	名古屋市瑞穂区河岸一丁目 1番52号	平成22年 6月 1日
睡蓮デイサービスセンター	名古屋市緑区平子が丘 607番地	平成22年 2月 1日
季楽デイサービススクール春夏秋冬	名古屋市緑区姥子山二丁目1517番地	平成22年 4月 1日
リハビリデイサービスみどり	名古屋市緑区黒沢台四丁目 208番地	平成22年 6月 1日

8 介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
アクリハ都通	名古屋市千種区豊年町 3番18号	平成22年 7月 1日
さくらデイサービス	名古屋市北区喜惣治一丁目21番地	平成22年 6月 1日
あいりデイホーム	名古屋市西区玉池町 217番地	平成22年 4月 1日
デイサービスセンタースマイル	名古屋市昭和区広路通 3丁目 2番地の 1	平成22年 6月14日
睡蓮デイサービスセンター	名古屋市緑区平子が丘 607番地	平成22年 2月 1日
季楽デイサービススクール春夏秋冬	名古屋市緑区姥子山二丁目1517番地	平成22年 4月 1日
リハビリデイサービスみどり	名古屋市緑区黒沢台四丁目 208番地	平成22年 6月 1日

9 福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
サンピュア	名古屋市中村区高道町 3丁目 2番1号	平成22年 6月 7日
アミエ株式会社	名古屋市瑞穂区新開町 6番22号	平成21年 11月 1日

10 介護予防福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
サンピュア	名古屋市中村区高道町 3丁目 2番1号	平成22年 6月 7日
アミエ株式会社	名古屋市瑞穂区新開町 6番22号	平成21年 11月 1日

11 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
株式会社福祉の里名古屋西ステーション	名古屋市西区那古野一丁目15番18号	平成22年 6月 1日
名古屋市中川区ケアマネージメントセンター	名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地の20	平成22年 4月19日
居宅介護支援事業所ゆうか	名古屋市中川区戸田三丁目 606番地の 1	平成22年 6月 1日

一般社団法人日本福祉協議 機構居宅介護支援事業所	名古屋市緑区姥子山二丁目1517番 地	平成22年 7月 1日
ふじ居宅介護支援事業所	名古屋市緑区鳴海町字前之輪68番 地	平成22年 7月 1日

12 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
サンピュア	名古屋市中村区高道町 3丁目 2番 1号	平成22年 6月 7日
アミエ株式会社	名古屋市瑞穂区新開町 6番22号	平成21年 11月 1日

13 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
サンピュア	名古屋市中村区高道町 3丁目 2番 1号	平成22年 6月 7日
アミエ株式会社	名古屋市瑞穂区新開町 6番22号	平成21年 11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第457号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成22年 8 月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

極楽三丁目地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区極楽三丁目286番	平成22年 7 月28日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後0時45分までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市教育委員会告示第21号

教育委員会臨時会の開催について

平成22年 8 月24日午後 3 時30分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し、次の議件を付議します。

平成22年 8 月20日

名古屋市教育委員会委員長 神 谷 龍 彦

教職員人事について

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第14号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成22年8月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成22年8月16日

名古屋市上下水道局長 三宅 勝

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成22年9月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

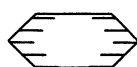
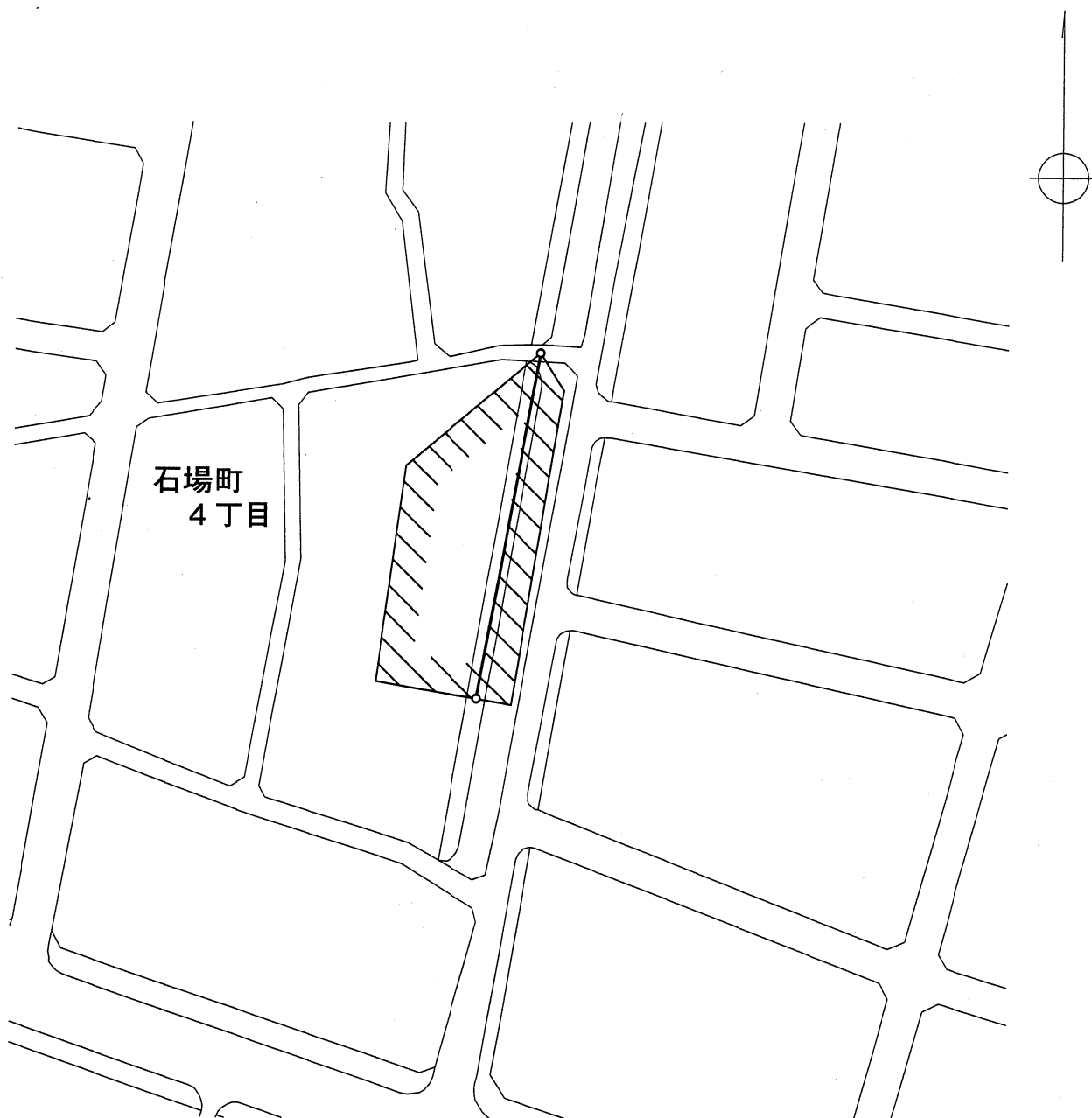
公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
中川区	石 場 町	4丁目	一部	中川区広住町 名古屋市上下水道局露橋 水処理センター
港区	当 知 一 丁 目		〃	港区宝神四丁目 名古屋市上下水道局宝神 水処理センター
緑 区	有 松 町	桶狭間・生山	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 水処理センター
	武 路 町		〃	〃

- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

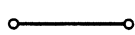
合流式	中川区 港区
分流式	緑区

排水施設の位置図

中川区（合流式）



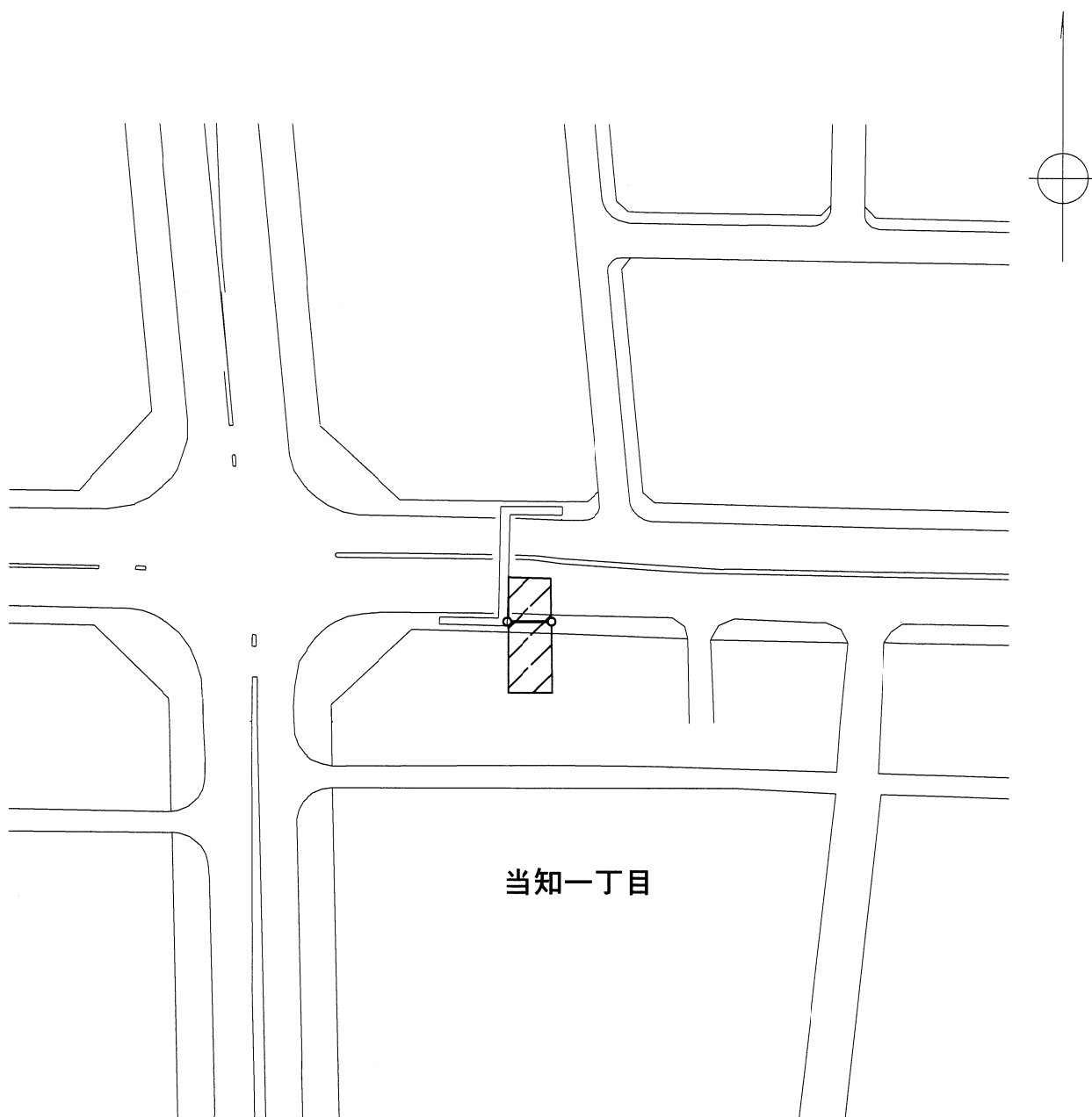
供 用 開 始 区 域



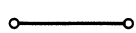
供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港 区（合流式）



供 用 開 始 区 域



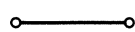
供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑 区（分流式）



供 用 開 始 区 域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局管理規程第26号

名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

平成22年 8 月16日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

第17号様式（その1）を次のように改める。

給水停止予告書

下記の水道料金、下水道使用料につきまして、納期限をすでに経過していますがお支払いいただいております。支払期限日までにご入金が確認できない場合には給水を停止いたします。

お客さま番号	年 期 別	水道料金(円)	下水道使用料(円)	ご請求金額(円)
装置住所	年 月 分			
お客さま名				

支払期限日

名古屋市上下水道局長

名古屋市長之印

給水停止日:支払期限日の翌日から順次給水停止

附 則

この規程は、平成22年8月31日から施行する。

平成22年監査公表第6号

地方自治法第 199 条第12項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知
があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成22年8月12日

名古屋市監査委員	三	輪	芳	裕
同	加	藤	一	登
同	吉	井	信	雄
同	久	野	峯	一

平成 20 年監査公表第 6 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

健康福祉局・区役所・財政局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(5) 後段	保健所嘱託員等の報酬の支出について注意又は検討すべきもの 保健所嘱託員等の報酬は本庁の所管課長を前渡金受領者とした資金前渡により支出されており、嘱託員への支払いは保健所等を通じて行っている。 この事務について調査したところ、領収証書が保健所等で保管されていたが、前渡金受領者である本庁の所管課長が保管すべきものであるので注意されたい。 また、資金前渡により支払われる報酬の額は多額であるので、現金の紛失、盗難等のリスクを軽減するため、口座振替制度の導入を検討されたい。 （職員課、障害企画課）	＊ 前段は、各区とも措置が完了している。 （後段） （職員課、障害企画課） 口座振替制度の導入につきまして、平成 22 年 10 月からの実施を予定しております。	措置済

平成 20 年監査公表第 10 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

子ども青少年局・区役所・財政局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(4)	児童福祉施設等における徴収事務について検討すべきもの 児童福祉施設等における利用者負担金等の徴収事務について調査したところ、滞納が生じた場合の取扱いが定められておらず、担当者の判断のみにより催告を中止している事例等が見受けられた。適切な債権管理の観点から、利用者負担金等の滞納が生じた場合の取扱いを定めるよう検討されたい。 （児童福祉センター、あけぼの学園、子ども福祉課）	指摘がありました事項について、児童福祉センターにつきましては平成 22 年 5 月 6 日付にて「児童福祉センター医療費等自己負担額納入督促取扱要領」を、あけぼの学園につきましては平成 21 年 6 月 18 日付にて「あけぼの学園短期入所事業等料金納入督促取扱要領」をそれぞれ策定いたしました。 （児童福祉センター、あけぼの学園、子ども福祉課）	措置済

平成 21 年監査公表第 2 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

上下水道局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(2)	水路取入口スクリーン等に係る清掃業務委託について検討すべきもの 上下水道局では、下水道の取入口でゴミ等を取り除くために設置しているスクリーン等に溜まるゴミ等を除去する業務を、その特殊性を理由として財団法人水道サービス（以下「水道サービス」という。）に随意契約で委託している。 しかし、緑政土木局では、同様のスクリーン清掃を複数業者による見積り合わせを経て契約しており、上下水道局における当該業務も水道サービスでしか実施できない業務であるとは考えられない。透明性の観点から、競争入札により契約業者を決定するよう検討されたい。（保全課）	平成 22 年度より競争入札にて実施しました。	措置済
2(3)	地元利用施設遊具等の点検業務委託について検討すべきもの 上下水道局では、一部の水処理センター・ポンプ所等には、地元住民が利用できる広場・グラウンド・テニスコート等（以下「地元利用施設」という。）を設置しており、こうした地元利用施設にあるベンチや遊具の定期点検を、随意契約で水道サービスに委託している。 しかし、この定期点検は高度な技術を要するものではなく、水道サービスのみが実施可能であるという専門性も認められないため、随意契約で委託することが適切であるとは考えられない。 また、ベンチのみの点検が委託されている施設もあり、当該点検については、局職員によって実施することが十分可能であると考えられる。	地元利用施設遊具等の点検業務委託については、平成 22 年度から入札後資格確認型一般競争入札といたしました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	地元利用施設遊具等の点検業務について、外部委託とする業務範囲を精査し、競争入札により契約業者を決定するよう検討されたい。（施設管理課）		

平成 21 年監査公表第 4 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

緑政土木局

番号	指摘事項	措置状況	備考
1(1)	道路占用料に係る徴収事務について改善すべきもの 道路管理課では、道路法と道路の占用料等に関する条例に基づき、道路占用料の未納者に対して、納付書や催告書の送付を行っている。 この事務について調査したところ、道路法では、未納者に対しては「督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない」と定められているにもかかわらず、督促状を送付した記録は見受けられなかった。 未納者については、状況に応じて督促状を送付するなど、法に沿った事務処理を行うよう改善されたい。 （道路管理課）	督促状等の送付にかかる取扱い要綱を平成 22 年 4 月 1 日に施行し、平成 22 年 4 月 1 日以降の未納者に対し、督促状を送付します。	措置済
2(1)	委託料の精算対象経費について検討すべきもの みどりが丘公園事務所では、墓地の利用に係る相談・受付業務や園内の維持管理業務等をみどりの協会に委託している。本件契約書及び委託料に係る精算書の内容を調査したところ、委託料の精算対象となる経費の範囲が明確にされておらず、本件業務の履行に必ずしも必要とは認められない経費（みどりの協会が福利厚生事業として実施する、固有職員に対する観劇入場券等の配布に係る費用）が含まれていた。適切な精算を行う観点から、委託料の精算対象経費を明確にするよう検討されたい。 なお、緑地管理課がみどりの協会に委託している「スポーツ・レクリエーション情報システム管理運営委託」においても同様の事例が見受けられるので併せて検討されたい。 （緑地管理課、みどりが丘公園事務所）	委託料の精算対象経費について、みどりが丘公園事務所では検討を進めてまいりましたが、相談・受付業務等を嘱託化すること等により、平成 22 年度以降は（財）名古屋市みどりの協会へ業務委託を行わないことになりましたので、本件指摘に係る委託料の精算は発生しません。 「スポーツ・レクリエーション情報システム管理運営委託」については、契約内容を精査し、本件業務の履行に必要な経費のみとするとともに、精算の必要がない契約に見直しました。	措置済

番号	指摘事項	措置状況	備考
3(3)	有料公園施設駐車場に係る使用料収納業務委託等について検討すべきもの 緑地管理課では、規則（名古屋市都市公園条例施行細則）に、名城公園など有料公園施設の駐車場に係る使用料収納事務の委託先が特定されていることを理由として、使用料の収納事務のほか、駐車整理券の交付、軽易な修繕・清掃などの業務を特定の団体に随意契約で委託している。 収納事務の委託先を規則で定めた理由として、公益性を有する団体を委託先として特定する必要があること等を挙げているが、本件業務の内容は、民間駐車場においても行われている一般的な業務であり、契約の相手方に特に公益性を求める必然性は認められない。また、一定金額以上の契約に係る随意契約の適否等を審議する緑政土木局契約審査会においては、本件について「規則に基づき当該団体と契約することになっている」と説明されているが、随意契約によるべきか否かは地方自治法施行令に定める随意契約理由に該当するか否かを具体的に検討すべきものであり、規則の定めにより義務付けられるものではない。 以上のことから、本件業務について契約の相手方を規則で定め、随意契約で委託することは適切な手続とは認められない。契約事務の透明性や競争性の観点から、規則改正を行い、競争入札の導入など契約方法の見直しを検討されたい。 なお、名古屋市農業センター条例施行細則にも同様の規定があり、駐車場使用料の収納事務等をみどりの協会に随意契約で委託している。併せて検討されたい。 （緑地管理課、農業センター）	収納事務の委託先を規則で定めていたことについては、規則改正で削除しました。（平成 22 年 4 月 1 日施行） また、契約方法については、平成 21 年 10 月に策定された「競争性のある契約のために」を踏まえ、公募型プロポーザルを実施し、学識経験者を中心に構成された「業務委託企画提案審査委員会」を設置して業者の選定を行い、競争性のある契約方法を導入しました。	措置済

番号	指摘事項	措置状況	備考
3(4)	緑の人材育成実施業務委託について検討すべきもの 緑化推進課では、森づくりリーダーの育成及び活用を行う「緑の人材育成実施業務」を、特別の知識や経験が必要であることを理由に、みどりの協会が唯一の委託先であるとして随意契約で委託している。 しかし、本件業務の履行に際し、みどりの協会は、緑に係る各種団体等との連携業務以外の業務を「運営補助」としてすべて1業者に再委託しており、また、その再委託率（契約金額に対する再委託契約金額の割合）が8割を超えていることなどからすれば、本件業務についてみどりの協会を唯一の委託先として随意契約で委託することは適切な手続とは認められない。 契約事務の透明性や競争性の観点から、今後同種の業務委託を行う際には競争入札の導入など契約方法の見直しを検討されたい。（緑化推進課）	ご指摘を踏まえ、本件業務委託の内容について精査した結果、再委託していた業務のうち一部を、平成22年度から本件業務委託と分離して発注することとしました。	措置済
3(6)	公園・街路樹特定愛護会指導業務等委託について検討すべきもの 緑化推進課では、公園特定愛護会や街路樹特定愛護会の活動状況を把握する業務を、愛護会活動の意義・目的や課題等についての知識が必要であることを理由に、みどりの協会が唯一の委託先であるとして随意契約で委託している。 しかし、本件業務は、特定愛護会が行う除草・清掃状態の確認など他の業者でも実施可能と思われるものであり、本件業務についてみどりの協会が唯一の適切な委託先であるとして随意契約で委託することは適切な手続とは認められない。契約事務の透明性や競争性の観点から、競争入札の導入など契約方法の見直しを検討されたい。 なお、特定愛護会に係る連絡調整等の実務は土木事務所が行っているが、土木事務所には公園巡視員が配置され	公園・街路樹特定愛護会の設立にあたり、公園・街路樹特定愛護会を育成することを目的として、財団法人名古屋市みどりの協会に指導、助言、相談などを行わせる公園・街路樹特定愛護会指導業務等委託を行ってきたところですが、本業務委託は、委託開始から13年を経過し、各特定愛護会も成熟し、充分機能を発揮していることから、この業務委託の目的も概ね達成されたと判断し、平成22年度から廃止することとしました。	措置済

番号	指摘事項	措置状況	備考
	ており、公園遊具の点検等のため定期的に所管内公園を巡回している。本件業務について、公園巡視員の活用などにより外部委託を見直すことについても併せて検討されたい。 (緑化推進課)		
3(7)	公園特別清掃委託について検討すべきもの 北土木事務所及び昭和土木事務所では、所管公園においてホームレス等が設置した不法物件を撤去する際に発生するごみの撤去業務を、公園管理者としての識見が必要となること等を理由に、みどりの協会が唯一の委託先であるとして随意契約で委託している。 しかし、中村土木事務所では、同じ業務について指名競争入札により委託業者を決定していることからすれば、本件業務についてみどりの協会を唯一の委託先として随意契約で委託することは適切な手続とは認められない。契約事務の透明性や競争性の観点から、競争入札の導入など契約方法の見直しを検討されたい。 (北土木事務所、昭和土木事務所)	北土木事務所では、平成 22 年度から指名競争入札により委託業者を決定しています。 また、昭和土木事務所では、鶴舞公園について平成 22 年度から公募による指定管理者制度を導入する等契約方法の見直しを行いました。	措置済
4(8)	公有財産台帳の整備について注意すべきもの みどりが丘公園事務所の財産管理状況を調査したところ、公園内に東屋、ベンチなどの工作物が多数設置されているが、工作物台帳が作成されていなかった。財産の適正な管理のため、早急に台帳を整備されたい。 (みどりが丘公園事務所)	工作物台帳へ登載すべき工作物の現地調査等を実施し、平成 22 年 1 月に工作物台帳を整備しました。 今後は財産の適正な管理に努めてまいります。	措置済

番号	指摘事項	措置状況	備考
5(1)	公園施設設置許可事務について改善すべきもの 緑地管理課では、都市公園法に基づく公園施設の設置許可事務を行っており、公園管理者である市長は、設置許可を与える際、公園管理に必要な条件を附することができるかとされている。 この事務について調査したところ、一定の建築面積を超える公園施設については、当該施設の設置等に起因する損害の発生に備えて損害賠償保険に加入することを許可条件としているが、その加入状況の確認は行われていなかった。損害賠償保険への加入を証明する書類を提出させるなど、公園施設設置許可に係る事務手続について改善されたい。 (緑地管理課)	ご指摘を踏まえ、許可条件を再検討したところ、損害賠償保険に加入する旨の条項を附しているのは、建築面積が 6 m²を超える防災器具庫のみであり、他の物件については同様の条項を附しておらず、不均衡が生じていることを確認しました。また、この点に加え、損害賠償保険への加入は、本来、設置者自らの責任と判断において行うべきものであり、許可条件によって加入を強制することは妥当でないことから、許可条件を見直し、平成 22 年度より当該条項を附さないことにしました。	措置済

平成 21 年監査公表第 4 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

市民経済局・区役所・財政局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1) イ 前段	伊 づり銭の管理について改善・検討すべきもの 管理事務所では、窓口で両替用としてづり銭を一定額あらかじめ準備している。その金額は、正門・東門合計で1日あたり34万円もしくは41万円（平成20年度実績、特別展の時期を除く）であった。 両替用づり銭については、「当該現金の保管状況を明らかにするとともに、現にづり銭に使用しない現金は、確実な金融機関に預金しなければならない（会計規則第34条第1項）」とされているが、管理事務所では、両替用づり銭の残高確認をほとんど行っておらず、また、管理事務所で保管している両替用づり銭200万円については、会計規則第34条第1項の規定にかかわらず、すべて現金で保管していた。 会計規則の定めに従い、両替用づり銭の残高確認を適正に行うとともに、づり銭として不必要な現金は金融機関に預金されたい。	づり銭の管理について、事務担当者が毎日現金の保管状況を確認するとともに、現金出納員が週1回以上づり銭の残高確認を行うように改善を行いました。 また、不必要な現金を保管することのないように、時期毎の必要額に応じて、保管額を増減することとしました。	措置済
1(1) イ 後段	また、年末年始などの金融機関が長期間休業する特定時期を除き、通常期には200万円という金額は必要以上に多額であるため、その金額の妥当性について検討されたい。	づり銭保管額を100万円に減額し、時期によって必要額が変動する場合にはその都度保管額を増減することとしました。（平成22年5月31日実施）	措置済
2(4)	薬品の購入方法について検討すべきもの 中央卸売市場北部市場では青果廃棄物のしぼり汁を中和するためなどに、薬品を必要な都度購入しているが、年間の単価契約を行ったほうが契約金額	北部市場における薬品の購入方法について、平成21年度から、年間の概算数量に基づく単価契約による方法（苛性ソーダ）又は年間必要量を一括して購入する方法（空調用水処理剤）に改めました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	を安価とできることが想定されるので、経済性の観点から契約方法について検討されたい。 また、複数の市場で使用する薬品を一括して入札し、購入することで契約単価の引き下げが見込めるため、可能なものについては、薬品の購入契約を一括して行うことを併せて検討されたい。（中央卸売市場北部市場）	また、上記両薬品について、南部市場でも同じものを使用しているため、同市場分との一括契約を複数の業者から見積もりを取って検討した結果、タンクローリーで納入される苛性ソーダは、単価が購入数量と輸送距離に大きく左右され市場ごとに大きな差があるため、一括契約より市場ごとの個別契約の方が両市場合計契約金額が安くなり、また、12kg入ポリタンクで納入される空調用水処理剤はポリタンクあたりの単価が一定のため、平成22年度は両薬品とも市場ごとに購入契約しました。	
3(1)	空調・排気設備の保守点検委託契約について検討すべきもの 西区山田支所では、支所に設置された空調等の設備保守点検業務を委託しているが、そのうち、空調等の屋外機を中心とした設備の保守点検業務を業者A、それ以外の設備の保守点検業務を業者Bと、それぞれ随意契約していた。 この契約について調査したところ、屋外機の保守点検業務を請負っていた業者Aは、その業務の大部分を業者Bに再委託していた。そのため、西区山田支所の空調等の設備保守点検業務のほとんどを業者Bが実施している状況であった。 この実態から、分割して契約をする必要性に乏しいと考えるので、競争入札の導入など契約の見直しについて検討されたい（西区山田支所）	空調・排気設備の保守点検委託契約については、分割していた仕様を統合し、契約方法を平成22年度より一般競争入札に変更しました。 （平成22年2月15日契約依頼： 案件番号 102400-0392： 平成22年4月1日契約締結）	措置済

平成 21 年監査公表第 4 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

病院局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(3)	ボイラー等整備委託について検討すべきもの 東市民病院に設置してある 2 基のボイラーについて、それぞれ随意契約により整備を委託しているが、別個の契約とすべき特段の理由はない。一本の契約として競争入札に付すことを検討されたい。 (東市民病院)	2 基のボイラー等の整備委託について、ボイラー性能検査にあわせ、それぞれ整備期間を設け、別々に契約していたが、平成 22 年度契約より一本の契約とし、競争入札を行うこととした。	措置済
4(2)	カルテの保管について改善すべきもの 城北病院では、カルテ（診療録）や C T フィルム等の一部を、旧看護師宿舎内に保管している。 この保管状況を実査したところ、他病院では棚に整然と収納されているカルテ等が、城北病院では段ボールに入れて雑然と廊下や居室に平積みされているなど、紛失等が懸念される保管状況となっていたので、速やかに改善されたい。 (城北病院)	今回の指摘を受け、城北病院でのカルテや C T フィルム等を紛失等がないよう施錠できる居室に移動し、保管した。	措置済

平成 21 年監査公表第 9 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

教育委員会・区役所・財政局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(1) 後段	補助金交付における補助対象の明確化等について検討・改善すべきもの なお、名古屋市文化財保存修理費等補助金についても同様に、補助金交付要綱に具体的な補助対象が規定されていないので併せて改善されたい。 (文化財保護室)	名古屋市文化財保存修理費等補助金については、補助対象が明確となるよう要綱を改正しました。 (平成 22 年 4 月 1 日施行、平成 22 年度補助金より適用)	措置済
2(3) ア	ボランティアの活用について注意・検討すべきもの 科学館では、主催事業等の支援を行う各種ボランティアを登録し、ボランティア保険に加入したうえで、その活動を受け入れている。また、実際に活動を行ったボランティアに対しては活動当日に交通費相当額を支払っている。 この事務について調査したところ、次のような事例が見受けられた。 ア ボランティア保険の加入について検討すべきもの ボランティア保険の加入については、本市が費用を負担しているが、年度当初に登録者全員分の加入手続を行い、保険料を支払っている。 しかし、活動実態を確認したところ、平成 20 年度の登録者 384 名のうち、実際に活動を行ったのは 87 名のみで、残りの 297 名は一度も活動を行っておらず、保険加入の必要がなかったものと認められた。 経済性の観点から、年度当初に登録者全員分の加入を行うのではなく、個人ごとに年度の初回の活動の際に加入を行うなどの見直しを検討されたい。	ボランティア保険については、今年度よりあらかじめボランティアの名簿登録した人数分を保険会社に支払いを実施し、実績の発生したものについてのみ保険料金が必要となる精算方式を導入しました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考															
	科学館ボランティアの状況（平成20年度）（単位：人） <table><tr><th>種 類</th><th>登録者数</th><th>実活動者数</th></tr><tr><td>天文ボランティア</td><td>243</td><td>63</td></tr><tr><td>サイエンスボランティア</td><td>79</td><td>19</td></tr><tr><td>産業技術ボランティア</td><td>62</td><td>5</td></tr><tr><td>計</td><td>384</td><td>87</td></tr></table> ボランティア保険料の支出 300 円×登録者 384 人＝115,200 円 実活動者に限定した場合 300 円×活動者 87 人＝ 26,100 円 （差 引） 89,100 円	種 類	登録者数	実活動者数	天文ボランティア	243	63	サイエンスボランティア	79	19	産業技術ボランティア	62	5	計	384	87		
種 類	登録者数	実活動者数																
天文ボランティア	243	63																
サイエンスボランティア	79	19																
産業技術ボランティア	62	5																
計	384	87																
3(2)	契約締結時期・契約事務手続について改善すべきもの 鶴舞中央図書館では、閲覧用図書の不正持ち出しを防止するために盗難防止システムを導入しており、購入した図書に磁気テープを装着する業務を、毎年委託して行っている。 この事務について調査したところ、平成20年度は契約締結が5月に行われており、契約締結前に購入した図書の一部については、磁気テープを装着せずに不正持出しのリスクが高い状態で閲覧に供されていた。また、平成21年度についても同じような状況が繰り返されていた。なお、契約開始時期が遅れた理由は、両年度とも契約事務手続の遅れによるものであった。 盗難防止システムの効果を十分に発揮するために、契約事務手続を適切な時期に開始し、年間を通じて当該業務が途切れなく行われるよう改善されたい。 （鶴舞中央図書館）	閲覧用図書磁気テープ装着委託契約については、平成22年4月1日に契約を締結し、年度開始から委託するよう事務手続を改善しました。	措置済															
3(4)ア	期間を分割することにより少額随意契約を行っているもの 鶴舞中央図書館では、新刊図書の書誌データの作成に当たり、業者が毎週	図書館オンラインシステム用新刊図書情報使用契約については、平成22年3月24日に契約を締結（長期継続契約）し、契約期間を月単位から2年	措置済															

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考						
	作成・更新するデータを契約により使用し、それを加工して作成している。 なお、契約代金は、データの使用件数に単価を乗じて算出している。 この事務について調査したところ、業者との契約は、月単位で、それぞれ少額随意契約により締結されていたが、契約金額の年間合計額は240万円余となり、少額随意契約が認められる金額（100万円）を超えていた。 契約を月単位に分割する特段の理由は見当たらないので、契約の透明性、競争性及び経済性を高めるため概算使用件数による年間契約を競争入札により行うなど契約方法を改善されたい。 （鶴舞中央図書館）	9か月の長期に改善しました。							
3(4) イ	業務を分割することにより少額随意契約を行っているもの 美術館では、ホームページの管理運営業務を委託して行っている。 この事務について調査したところ、業務内容を3件に分割し、それぞれ同じ時期に複数の同じ業者から見積書を徴取したうえで、いずれも同じ業者と少額随意契約により契約を締結していたが、その契約金額の合計は少額随意契約が認められる金額（100万円）を超えていた。 これらの業務は一連性があり、業務を分割して契約する特段の理由は見当たらないので、契約の競争性、透明性及び経済性を確保するため、一連の業務として競争入札により契約を行われたい。 美術館ホームページの管理・運営に係る委託契約 <table><tr><th></th><th>契約金額</th><th>備考</th></tr><tr><td>常設展 コンテンツ作 成業務 等</td><td>913,500円</td><td>契約期間 平成20年4月 1日から 平成21年3月 31日</td></tr></table>		契約金額	備考	常設展 コンテンツ作 成業務 等	913,500円	契約期間 平成20年4月 1日から 平成21年3月 31日	美術館ホームページの管理運営業務については、教育委員会契約審査会において審査し、ホームページの作成者であり、プログラムやコンテンツの著作権を所有している会社と、平成22年4月1日に一括して、随意契約を締結しました。	措置済
	契約金額	備考							
常設展 コンテンツ作 成業務 等	913,500円	契約期間 平成20年4月 1日から 平成21年3月 31日							

番号	指摘事項（監査結果）			措置状況	備考
	特別展 コンテンツ作 成業務等	924,000 円	見積依頼業者 A 社（契約業 者）及びB社 見積日 平成20年3月 19日		
	サーバ ー掲載 業務等	415,800 円			
	計	2,253,300 円			
(美術館)					
3(6)	業務委託契約に係る実績報告書類の作成・提出について改善すべきもの 文化財保護室では、本市指定史跡「千鳥塚」始め3件の史跡の管理・保存業務を、地元の町内会等に委託して行っている。 この事務について調査したところ、仕様書に業務の実績報告及び検査確認に関する規定がなく、報告書等の提出が行われていなかった。なお、業務の履行に係る検査確認は職員が年に数回現場に赴いて行っているとのことであった。 現状の契約履行の確認方法は客観性が乏しいため、仕様書等に業務の実績報告及び検査確認の方法に関する規定を設け、報告書の提出を求めるなど業務の履行に係る検査確認を適切に行うよう改善されたい。（文化財保護室）			平成22年度より、仕様書の委託内容に、業務記録報告書の提出と検査確認の方法に関する規定を設けました。	措置済
5(1)	未返却図書に係る弁償手続について改善すべきもの 図書館では、「名古屋市図書館館則」（教育委員会規則。以下「館則」という。）等に基づき、未返却図書に係る弁償方法を「相当の代金を弁償させる」とし、貸出図書の返納催促を3回行っても返納されないときには、その利用者が貸出図書を亡失したものとみなして弁償金を決定し、利用者に通知している。 この事務について調査したところ、			未返却図書に係る弁償手続については、「弁償方法を代品による弁償を可能とする」及び「貸出図書亡失決定の際には弁償金決定を行わず（代品による弁償が行われる場合があるから）代金弁償が確定したときに弁償金決定を行う」とこととするよう改め、「館則」を平成22年3月29日に改正（施行は平成22年4月1日）、「名古屋市図書館館則施行要綱」及び「名古屋市図書館館則施行要領」を平成22年3月31日に改正（施行は同4月1日）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	弁償金を決定し、利用者に通知する手続を行う際には、会計規則等の定めにより、本市の歳入として弁償金の事前調定を行う必要があるが、図書館ではこの事前調定を行っていないかった。また、館側は「代金を弁償」と定め、金銭による弁償のみを認める手続となっていることから、利用者が（亡失した図書と）同じ図書を新たに購入し、図書館に持参した場合でもこの物納による弁償の申し出には対応していなかった。 館側等で定める現在の弁償手続は、弁償金について事前調定を行っていない点について会計手続上の問題があり、利用者からの物納希望に対応していない点について実務上の問題があるので見直しを行われたい。 （鶴舞中央図書館）	しました。	
5(2) ア	公金外現金の管理について検討すべきもの 本市では、市政運営上の必要から、補助金や負担金などを交付している団体（実行委員会を含む。）の事務局として、本市職員が団体の所有に属する現金等（以下「公金外現金」という。）の出納事務を行う場合がある。 この事務について調査したところ、経費は概ね適切に執行されていたが、公金外現金の取扱責任者、経費支出の意思決定の方法、出納の検査・確認方法などが定められておらず、中には経費支出の意思決定を口頭で行っている事例も見受けられた。 公金外現金には会計規則等の適用がなく、公金に比べて内部統制が働きにくい状況にある。その結果、紛失・盗難が発生するリスクが高まることを考慮すると、その取扱いには、より客観性・透明性のある適正な管理が求められるものである。公金外現金の取扱いに関する定めを作成することについて検討されたい。 （スポーツ振興課、博物館、美術館、	公金外現金の管理については、本市が事務局として現金等の出納事務を行う場合において適切な執行をするために、実行委員会会計規程や協約書などに公金外現金の取扱いに関する定めをしました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	科学館)		

平成 21 年監査公表第 9 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

健康福祉局・区役所・財政局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(4)	未収債権の時効管理について注意すべきもの 生活保護法徴収金・返還金の消滅時効は 5 年とされているが、複数の公所において時効が完成していると思われる事例が見受けられた。 生活保護法徴収金・返還金は、本来徴収に向けた努力を行うべきであるが、消滅時効が完成している場合には、会計規則に従い、不納欠損処理を行うなど、適正な処理を行うよう注意されたい。 （厚生院、植田寮、北区・熱田区・港区民生子ども課）	（植田寮） ご指摘の事例については、平成 22 年 1 月 6 日付けで不納欠損処分を決定し、処理が完了しました。 ※北区・熱田区民生子ども課は措置が完了し、すでに監査委員報告済である。 ※厚生院、港区民生子ども課は対応中である。	措置済
2(3)	住所不定者の診察・入院に伴う協力料の廃止について検討すべきもの 本市は、「住居のない者の診察・入院に伴う協力料支給要綱」に基づき、住居のない者（生活保護法適用者となる者に限る。）を受け入れた医療機関（国公立及びそれに準ずる医療機関は除く）に対して、診療のみの場合は 1 件につき 3, 0 0 0 円、入院の場合 1 件につき 5, 0 0 0 円の協力料を市独自に支給している。平成 2 0 年度の支給実績は 1 0, 4 1 8, 0 0 0 円であり、財源は一般財源、支給科目は生活保護総務費となっている。 この医療機関への協力料は、昭和 5 3 年に住所不定者の援護を円滑に行うために、医療機関への謝礼として始まったものである。しかし住所不定者の診察・入院にかかる医療費については生活保護費で全額対処されており、現在においては医療機関の理解と協力のもと、住所不定者の診察・入院に伴う	（保護課） 医療機関の理解と協力を得るには、引き続き協力料が必要であると判断しました。しかし、財政状況が厳しい中において可能な範囲で単価の見直しを行い、平成 22 年 4 月 1 日より、診察の場合は 1 件につき 1, 5 0 0 円、入院の場合は 1 件につき 2, 5 0 0 円としました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	援護がなされていることから、協力料を支給する目的は十分達成できたと思われる。今後は当該協力料について廃止を含めてそのあり方を検討されたい。 （保護課）		
4(1) ア	備品の管理について注意すべきもの 備品の管理について調査したところ、次のような事例が見受けられたので、会計規則等に従い適切な事務を行うよう注意されたい。 なお、アの事例のうち守山区民生子ども課で確認されたもの及びウの事例については、調査の後、使用備品整理票を整理するなど必要な措置が講じられた。 ア 使用中の備品について、使用備品整理票が作成されていないもの又は作成されていても一定の時期以降から内容の更新がなされていないなど、現在の使用状況が整理されていないもの （北区・中区・熱田区・名東区保険年金課、中村区・中区・港区・守山区民生子ども課）	（中村区民生子ども課） 備品出納簿と実際の備品の配置場所の確認を行い使用備品整理票の整理を行いました。 ※中村区・中区民生子ども課以外は措置が完了し、すでに監査委員報告済である。 ※中区民生子ども課は対応中である。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考						
5(1) 前段	生活保護受給者からの預り金等の管理について改善・検討すべきもの 各区民生子ども課では、事務手続きが完了するまでの間、一時的に預かることが適当と判断した場合、生活保護受給者から生活保護法に基づく徴収金等の現金を預かる場合があり、その取扱いは生活保護費等預り金管理規程（平成18年4月1日施行）に定められている。 取扱規程によれば、現金の保管は金融機関に預けるか若しくは3日以内に処理が見込める場合は、各区区民福祉部民生子ども課内に設置する金庫において行うものとしており、いずれもおおむね1週間以内に事務手続きを完了するものとしている。 この預り金等の保管状況について調査したところ、金庫に保管されていない事例、納付されるべき現金が長期間放置されていた事例など、複数の区において管理が適正に行われていない事例が見受けられたので改善されたい。（下表参照） （監査事務局調査判明分）（平成21年7月15日調査） <table><tr><td></td><td>北区</td><td>中区</td></tr><tr><td>預り金（千円）</td><td>2,859</td><td>522</td></tr></table> （一週間以上金庫で保管されている現金） （北区・中区・港区民生子ども課）		北区	中区	預り金（千円）	2,859	522	（中区民生子ども課） 生活保護受給者からの預り金等の管理については、預かった現金の金庫保管を適正に実施する為、金庫を居宅担当と住所不定担当に2つに分けて管理するようにし、鍵は、保護係長と相談援護主査とで分けて管理するようにしました。 また、預かった現金が10万円以上の場合は通帳管理を原則とし、10万円未満の場合は、担当者ごとの袋に入れ、早期に処理させる意識を持たせるとともに、封筒に入れる際、預かり日・担当者名・金額を記入させ、1週間以内での処理を行うようにしました。 ※北区・港区民生子ども課は措置が完了し、すでに監査委員報告済である。	措置済
	北区	中区							
預り金（千円）	2,859	522							
5(1) 後段	また、規程によれば、毎月1回以上、管理責任者である係長が定期的に預り金保管台帳、現金及び預金通帳に関し査閲を行うものとされているが、台帳の不備などの理由により、担当課長がその全容を把握することが困難となっている事例が見受けられた。 本来受給者本人が管理すべき金品を預かることは特例的な措置であり、その管理・保管・運搬等に係るリスクは最小限に抑えられるべきものである。徴収金等の現金を預かる際には他に代	（中区民生子ども課） 現時点での預かった現金に対して、最低月1回預かり金台帳の査閲を実施しています。また、担当者に対し速やかな処理を指導しています。 ※保護課、北区・港区民生子ども課は措置が完了し、すでに監査委員報告済である。	措置済						

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	替する手段がないことを確認し、その取扱いを極力減らすよう努めるとともに、現在保管している金品について調査及び処分を行うなど、現金保管のリスクを軽減するよう検討されたい。また保護課においては当該事例について実態調査のうえ、各区役所への指導を徹底されたい。 なお、港区民生子ども課については、実地検査後に事務手続きを速やかに行い預り金は適正に処理された。 （保護課、北区・中区・港区民生子ども課）		
5(2) ア	生活保護遺留金品等の取扱いについて検討すべきもの ア 生活保護遺留金の管理について検討すべきもの 生活保護受給者が死亡した際の遺留金品の取扱いについては、生活保護法に定めるものの他は、「生活保護法第76条による遺留金品取扱規程」（平成18年4月1日施行、以下「遺留金品取扱規程」という。）によると定められており、現金は歳入歳出外現金の「生活保護遺留金」として、現場確認の翌日までに市に納入することとしている。平成21年3月現在の生活保護遺留金残高は7,242,744円である。 その生活保護遺留金の内訳を見ると、平成12年度に歳入歳出外現金として納入された金額が3,917,306円あり、平成21年3月現在の残高の54%を占めている状況であった。 本来一時的な保管金として扱われるべき科目に長期間資金が残されている状況は健全とはいえず、中には遺族に引き渡されるべき金額が含まれている可能性もあるので、早急に調査を行い、遺族に引き渡すなどの処理を行うよう検討されたい。 また、調査引渡しを行ってもなお残る生活保護遺留金については、一	（中区民生子ども課） 遺留金品取扱規程にあるように、故人の供養に充てるなど、少額な遺留金が残らないようにしました。 また、遺留金品を親族へ引渡すための調査を行い、遺留金が残らないようにしました。 ※昭和区民生子ども課は措置が完了し、すでに監査委員報告済である。 ※保護課、千種区・中村区民生子ども課は対応中である。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	定期間保管後に市の歳入とするなど、生活保護遺留金が残らないような方策を併せて検討されたい。 （保護課、千種区・中村区・中区・昭和区民生子ども課）		
5(3)	福祉総合情報システムによる生活保護法徴収金等の管理事務について検討すべきもの 生活保護法徴収金等については、平成16年度分より福祉総合システムによる債権管理を行っているが、各区において、システムから出力される調定繰越管理簿を使用せず、別に作成した様式で繰越債権の管理を行っている事例が見受けられた。また、福祉総合システムでは債権管理に関するデータが財務会計システムと連動しておらず、職員が手作業で上記システム間の照合を行っているなど、非効率な事務がなされていることが判明した。 現状では債権の管理について情報システム化の効果が十分に発揮されているとはいえず、二重管理による事務上の誤りも散見されることから、繰越債権のデータ管理を一元化するなど、システムがより一層活用されるよう対策を検討されたい。（保護課）	（保護課） 生活保護電算システムの再開発において旧システムに未装備であった時効管理機能、収納情報の自動取込機能、催告書の出力機能などを追加し、生活保護法返還金徴収金の管理については生活保護システムで一元管理するように債権管理機能を強化しました。（平成22年2月1日新システム稼働）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
5(6) 前段	区保険年金課の身分証明書の適正な管理・処分方法について注意・検討すべきもの 平成19年4月1日に施行された「身分証明書の管理取扱規程」によれば、区保険年金課に所属する職員については、その身分等を明らかにするため、職務を執行するに当たり、区長が交付する身分証明書を携帯しなければならないと規定されている。 この身分証明書については、退職や異動等により不要となった場合には、直ちに区長へ返納することとされており、区長は焼却処分を行うことと定められているが、返納を受けたにもかかわらず、処分がなされずに数年にわたり保管された状態の事例が複数の区で見受けられた。 国民健康保険料の滞納処分等の公権力行使に携わる保険年金課職員の身分証明書の取扱いについては厳正な管理が求められるものであり、返納された証については、速やかに処分を行うよう注意されたい。 （千種区・北区・中区・昭和区保険年金課）	（千種区・北区・中区保険年金課） 保険年金課からの通知により、廃棄処分を行いました。 ※昭和区保険年金課は措置が完了し、すでに監査委員報告済である。	措置済
5(6) 後段	また、現在の焼却処分を定めた規程が現状に即していないのであれば、対処が可能な内容に規程の改正を行い、適正な管理・処分方法を検討されたい。 なお、昭和区保険年金課においては、実地検査後に廃棄処分がなされた。 （保険年金課）	（保険年金課） 規程の処分方法を焼却から裁断に改正のうえ、平成21年12月1日付で各区に通知を行いました。	措置済

平成 22 年外部監査公表第 4 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 22 年 8 月 12 日

名古屋市監査委員	三 輪 芳 裕
同	加 藤 一 登
同	吉 井 信 雄
同	久 野 峯 一

平成 21 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

上下水道局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 1 3(2)	水道料金につき短縮された時効期間に対応する管理回収の必要性について（結果） 水道料金については時効期間が従前の 5 年から 2 年に短縮されたので、2 年という短い時効期間が経過するまでの間に、分納誓約を取り付けるか、それが不可能であるならば法的手続を採る等して時効の中断が図られるよう管理回収方針を改善されたい。	現行マニュアルに時効の中断の具体的な措置として、水道料金の分割納入誓約書を徴すること及び支払督促の申し立て等の活用を記載して整備するとともに、周知徹底を行いました。（平成 22 年 4 月 1 日実施）	措置済
第 1 3(3)	事件管理・法的手続に関するマニュアル整備と周知徹底の必要性について（結果） 水道料金については支払督促等、下水道使用料については滞納処分といった法的手続きを視野に入れつつ、迅速な債権管理回収を図ることを検討すべきで、そのためには強制執行を含む法的手続利用のための具体的な手続を整備するべきである。また平成 18 年度に申立がされた支払督促について当初 3 件のうち 1 件が他のファイルに紛れたため漏れていたもので、このような杜撰な管理を起こさないよう、事件管理に関するマニュアルを整備されたい。さらに同支払督促はスケジュール管理を怠り仮執行宣言の申立を行わなかったために、失効して終了した。二度と同様な経過を辿らないように、より一層の周知徹底を図るべきである。	法的手続に関するマニュアルの整備については、支払督促についての申し立てから債務名義取得後の強制執行に至る手続を、滞納処分についての督促から差押に至る手続を、それぞれマニュアルとして整備しました。また、支払督促の事件管理については、事件毎の内容と進捗状況を管理する「支払督促管理表」を作成しました。また、当該管理表は上記支払督促のマニュアルの一部として整備することで、今後の再発防止及び周知徹底を行いました。（平成 22 年 4 月 1 日実施）	措置済

平成 21 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

健康福祉局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 4 3(1) イ	マニュアルの遵守について 法的措置 「措置費等徴収金滞納整理事務の手引」では、催告等の努力をしてもなお滞納する等の場合は強制履行の措置をとることで、と定められてるが、未だかつてこのような法的措置が取られたことはないので、当手引が遵守されるような改善が必要である。	法的措置については、悪質性及び費用対効果等を勘案し、マニュアルを確実に遵守するよう周知しました。（平成 22 年 3 月 11 日の経理担当者会において実施）	措置済
第 4 3(2)	債権管理体制の強化について（職員体制の改善について） 本債権の調定、債権管理、徴収事務については、各区の民生子ども係の生活保護経理担当者が一人に対応している。また、徴収業務のさらなる改善のためには、人員体制の強化も必要である。職員の増員等を始めとした債権管理体制の強化に努められたい。	債権管理体制の強化については、定数管理計画の中で担当職員を増員することは困難であるため、現実的な対応として、生活保護電算システムの再開発において旧システムに未装備であった時効管理機能、収納情報の自動取込機能、催告書の出力機能などを追加し職員の債権管理の負担を軽減するとともに債権管理機能を強化しました。（平成 22 年 2 月 1 日新システム稼動）	措置済

平成 21 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

住宅都市局

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況	備考
第 5 3(3)	退去者に対する損害金及び滞納家賃の回収 居住者の中には一定の資力がある者もいる可能性は否定できないし、また保証人からの回収努力も尽くされているとは言い難いので、実効のある対策を図られたい。	回収の実効性を高めるため、退去者の滞納家賃の回収について、債権回収会社に委託しました。(平成 22 年 4 月 1 日実施)	措置済

平成 20 年外部監査公表第 2 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

教育委員会事務局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 3 章 第 3 9	外国旅行時の支度料 外国旅行が一般的となった現在では支度料の本来の趣旨は既に失われている。現在、市においては、一年以内の再度の外国旅行へ行く場合を除き、支度料が毎回支給されることになっているが、国や他都市の動向を踏まえながら、支給制限の創設・支給額の見直し・廃止など、現在の社会情勢に応じた見直しを行う必要がある。また、支度料を支給する場合には、実費精算方式へと変更し領収書の提出を義務づけるなど、使途が不透明とならないようにすることが必要といえる。	外国旅行時の支度料については、平成 22 年 4 月から廃止されました。	措置済
第 3 章 第 7 2	中央館の図書の棚卸方法 閉架図書の定期的な棚卸を実施するには、まず第 1 回の棚卸を実施してその正確性を測定し、その結果によって次回の棚卸実施年度を計画決定する。なお、棚卸対象資料のうちデータ入力済資料が約 74 万冊、データ未入力資料が約 10 万冊という多量な点を考慮して、全資料をいくつかの区切り、複数年で棚卸を行うことなども一方法である。	中央館の閉架図書の棚卸（蔵書点検）につきましては、平成 20 年度、21 年度の 2 か年で実施し、結果、図書の不明率は 0.05%でした。 今回は平成 23 年度より複数年の計画で棚卸（蔵書点検）を実施していきます。	措置済
第 3 章 第 7 3	中央館の図書の棚卸結果 蔵書全体の棚卸によって、不明数・率や廃棄数・率の正確な数値の把握に努めることが必要であるものと判断する。その結果を以って蔵書管理の良否の判	蔵書全体の棚卸（蔵書点検）の結果、閉架図書の不明率は 0.05%、開架図書の不明率は 0.09%、蔵書全体の不明率は 0.06%でした。 今後も不明率が増加しないよう、引き続き蔵書管理に努めていきます。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	定に資することが出来るもの と考える。		
第3章 第9 1	教職員の研修 未受講者に対しては受講した のと同程度の成果が得られたこ との確認が教育センターで可能 となるような方策を検討すべき ものとする。	指摘のあった基本研修は、基本研修Ⅰ（経験年数に応じた研修）と基本研修Ⅱ（職務に応じた研修）で構成しています。基本研修Ⅰの初任研・5年研・10年研は通年にわたり、それぞれ複数回実施する研修であり、欠席の場合は資料を送付することで補完しています。そして、欠席分の研修結果を反映させた報告書を、次回に提出させることで、研修結果の確認を行っています。 基本研修Ⅱの教務主任等に係る研修においても、複数回実施するものは同様の方法で確認ができています。 また、基本研修Ⅱのうち実施回数が1回のみの研修の欠席者については、これまで特段の対応をしていませんでしたが、今後は、代理者の出席を促したうえで、それも不可能な場合には、研修で使用した資料を送付し、その資料を活用して自主的に研修を行うよう勧めることで研修内容を補完するようにしました。	措置済

平成 20 年外部監査公表第 2 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

緑政土木局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 3 章 第 3 1	住居手当 住居費用を負担していない職員についても一律に住居手当を支給する事は、手当の趣旨に沿わない。 また、住宅を購入した場合と賃貸している場合とでは住居費用の負担額は異なっていると考えられるが、市では住宅を購入した場合と賃貸している場合とで住居手当の支給額等に差はない。	制度を所管している関係局に監査結果の報告を行いました。 関係局で、本市の住宅事情等を考慮して、平成 21 年 12 月 1 日から支給対象を世帯主に限定し、支給額を減額しました。	措置済
第 3 章 第 3 2②	夜間業務手当について ポンプ施設管理事務所の夜間に行うポンプ運転及び機関操作業務だけが特別の考慮を必要とするほどに特殊性があるのか疑問がある。画一的に夜間業務手当を支給するのではなく、夜間業務手当の支給範囲を特に困難な業務のみに限定し、業務の実態に応じて支給する必要がある。	夜間業務手当については、平成 22 年 4 月 1 日より、支給範囲を非常配備時に限定しました。	措置済
第 3 章 第 3 2③	特殊勤務手当の見直しについて 今後も職員の勤務実態や社会情勢の変化等に応じて、毎年見直しを行い、特殊勤務手当のあり方や必要性について継続的に検討していく必要がある。	制度を所管している関係局に監査結果の報告を行いました。 関係局で、包括外部監査等で指摘を受けた手当について、平成 22 年 4 月 1 日に見直しを行いました。	措置済
第 3 章 第 3 5②	前泊及び後泊の日当について 日当については 2 分の 1 が昼食代・残り 2 分の 1 がその他の経費に相当するという考え方を根拠とすると、前泊の場合は初日の昼食代が不要となる場合が多く、また同様に、後泊の場合は最終日の昼食代が不要となる場合が多い。 現在、前泊及び後泊の場合、日当の一部控除等の支給調整は行われていないため、昼食代が不要となる前泊及び後泊については日当の 2 分の 1 を控除する必要がある。	制度を所管している関係局に監査結果の報告を行いました。 前泊及び後泊の場合について、実際の状況に合わせて日当の一部控除等を行っております。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第3章 第8 1	貸付金の管理 墓地公園整備事業特別会計の貸付金の管理は十分にはなされておらず、今後の発生と返済の見通しを明らかにすることによって財産としての債権管理の重要性を徹底すべきである。	地方債については、平成20年度より起債を中止したことにより、今後残高が増加することはありません。 今後の一般会計借入金の発生と返済の見通しについては、以下のような整備計画の見直しを行うとともに、収支改善に努め取り組んでまいります。 ①平成21年9月に墓地需要等に関する市民アンケートを実施し、今後の整備計画を需要に沿った整備内容に見直すよう努める。 ②墓地の構造変更や舗装材料等見直し、整備コストの縮減に努める。 ③平成22年2月市会において条例改正を行い、墓地の使用料単価を平成22年度から平成26年度までの5年間で段階的に引き上げ、収支改善に努める。	措置済

平成 19 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

上下水道局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 3 章 第 1 1	水道料金の設定（結果） 名古屋市においては現行の水道料金の維持を前提として水道サービス水準の向上に努めていくこととしているが、現行の水道料金は、平成 8 年に改定されたままであり、現在の経営状況を反映した適正な原価を基礎としているものであるとは必ずしもいえない。 適正な料金のあり方について上下水道事業経営調査会等へ調査委嘱を行うなどして、妥当な水道料金づくりを検討することが必要であるものと判断する。市民に対して説明責任を果たすことが要請される。	料金制度のあり方について、上下水道事業経営調査会において検討を行い、今後の料金制度のあり方などを整理しました。 また、少量使用者を中心としたお客さまの負担軽減をはかるため、平成 22 年 10 月分から水道料金の引き下げを実施しますが、その制度設計にあたっては、経営調査会での意見を一部反映しました。 （平成 22 年 3 月 24 日議決）	措置済

平成 19 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 22 年 5 月 31 日現在の状況）

子ども青少年局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 1 3	基準保育士の計算 公立保育所では年齢区分別に小数点以下の端数を調整計算するのに対して、民間保育所では年齢区分別の計算結果の合計数について小数点以下の端数を調整計算している理由として、公立保育所ではクラス別保育を実施しているが、民間保育所ではクラス別保育の実施を前提とはしていないことを挙げているが、実態としては民間保育所でもクラス別保育を実施している園が多い。 保育の実態はほぼ同様であるにもかかわらず、公立保育所と民間保育所で配置すべき職員数に差が出るのは不合理である。現在の園児と職員のバランスを勘案し、小数点の処理方法を統一する等の措置が必要となる。 また、公立保育所にしても、民間保育所にしても、実態として保育を実施している年齢区分別に小数点以下の端数の切上計算を行うことが、保育実態に適合しており最も望ましいと言える。	小数点の処理方法の統一については多額の財政負担を伴うため困難である。なお、21 年度より 0 歳児をはじめ 3 歳未満児を一定受けている民間保育所に対する加配がなされていない民間保育所において、0 歳児から 2 歳児まで 7 人以上いる場合は、4 時間パートをつけるようにすることで、より公立保育所の体制に近づけるよう対応したところである。	措置済
第 1 9①	特殊勤務手当支給の根拠について 「特殊勤務手当規則」によると、「保育園における障害児保育等を行う保育士、保育員、看護師又は准看護師の業務」に対して福祉業務手当が支給されると規定されているが、現在は全職員に対して勤務日数に応じた手当が支給されている。当該手当は、障害児保育等を実施することの特殊性・専門性に対する手当であるため、障害児保育等の業務に従事した場合に支給されるのが当然である。障害児保育の業務については、原則として専属の担当職	特殊勤務手当の根拠については、制度を所管している関係局により、平成 22 年 3 月 30 日付で規則が改正され、「保育園における障害児保育を行う保育士、保育員、看護師、又は准看護師の業務」に対して福祉業務手当を支給することとし、平成 22 年 4 月 1 日より施行されているところです。 なお、ここでいう「障害児保育」とは、「名古屋市障害児保育指導委員会により障害児保育の対象であると認定された児童及び園長が行動等から判断して、認定児と同程度の心身の障害を	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	員が従事するのではなく、当該園児が所属するクラスの担任職員が主に従事するため、園児のクラス担任者など主として障害児保育の業務に従事する職員のみ特殊勤務手当を支給すべきである。 また、潜在的に障害児保育対象児として認定を受ける可能性のある３歳未満児の保育など、精神的・肉体的負担の大きな業務への従事を「障害児保育等」の「等」に含めて規定化しているとのことであるが、あまりにも根拠が不明確であると言える。保育業務を行う場合は必ず当該福祉業務手当が支給されることになり、本来の趣旨が統合保育等の観点から個々の障害児の保育以外の業務に対しても手当を支給するという事であれば、当該業務についても別途特殊勤務手当の支給要件として規定化しておく必要がある。	有すると認める児童（以下、「認定児等」という。）の保育をいうこととし、認定児等が入所している保育園で勤務する保育士、保育員、看護師、准看護師にのみ当該福祉業務手当を支給することで支給の根拠を明確にいたしました。	

公 告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成22年 8月17日

名古屋市農業委員会農地部会長 小 川 鐘 敏

1 開催日時

平成22年 8月20日（金） 午後 2時

2 場所

名古屋市役所西庁舎 12階 第18会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第54号議案 農地法第3条の規定による使用貸借権設定申請書の審議について

第55号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
(使用貸借権設定)

第56号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第57号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第58号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

第59号議案 農地利用集積円滑化事業規定の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地内に建設される1又は2以上の構えを成す建築物を、一の敷地内にあるものと認めましたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成22年8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市名東区扇町2丁目1番1

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後0時45分までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

無効公告

下記のとおり証票紛失の旨届出があったので、事故発生の日以降は無効とする。

平成22年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 証票名
身分証明書（国民健康保険推進員）
- 2 交付番号
第 100号
- 3 所属
名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課南区担任
- 4 氏名
加藤陽子
- 5 紛失等の年月日
平成22年 7月30日
- 6 紛失等の理由
紛失

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課